

# 身体的拘束最小化の取り組みに関する事項

(医療法人社団松嶺会 富士ヶ丘病院)

## 1、身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体的・精神的に弊害をもたらすおそれのある身体拘束等は緊急やむを得ない場合を除き、原則実施しない

## 2、身体的拘束の定義

抑制帯等の道具を用いて一時的に該当患者の身体を拘束し、その運動を制限することを指す

## 3、身体的拘束の対象となる具体的な行為等

- ①一人歩きしないように、車椅子に体幹四肢を紐等で縛る
- ②転落しないように、ベットに体幹や四肢を紐等で縛る
- ③自分で降りることができないように、ベットを柵で囲む（4点柵）
- ④点滴等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る（四肢抑制）
- ⑤点滴等のチューブを抜かないように、またオムツを剥いだりしないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥脱衣やオムツを剥いだりしないように、介護衣（つなぎ服）を着せる

## 4、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

緊急でやむを得ず身体拘束を行わなければ、必要な治療・検査が行えない場合や、患者または他の患者の生命を危険にさらす危険性が高い時、以下の3要件をすべて満たした場合に限り、必要最低限の身体拘束を実現する

- ① 切迫性 : 患者または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高い状態
- ② 非代替性 : 身体拘束を行う以外に患者の安全を守る方法がない状態
- ③ 一次性 : 必要最低限の身体拘束が一時的に必要な状態

### (2) 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の説明と同意

- ①身体拘束等を行う場合は、原則、医師（不在時は看護師）が、患者・家族等への説明と同意書を得て行う
- ②緊急の身体拘束等の必要性が生じた場合は電話にて説明し承諾を得る（カルテに記載）後日同意書を得る
- ③緊急やむを得ず身体拘束を開始した後、常に観察再検討し3要件に該当しなくなった場合は拘束を解除する

## 5、身体的拘束最小化の推進のための姿勢

- ①身体拘束等実施中の留意点: 「身体拘束等による事故防止」への注意義務を遂行し、十分な観察・ケアを行う
- ②日々の評価: 看護師等は、毎日身体拘束等の必要性をアセスメントし、身体拘束等による障害がないか記録する
- ③身体拘束等の解除基準: 身体拘束に必要な3要件を満たさなくなった場合または身体的侵襲が出現した場合

## 6、身体的拘束最小化のための研修

医療・ケアに携わる職員に対して、原則年1回以上身体的拘束最小化のための研修を実施する